

令和2年4月吉日

薬局・医薬品販売業等の管理薬剤師 各位

一般社団法人秋田県薬剤師会 会長 大越 英雄

薬局の管理者等の兼務許可申請について  
(県保健所管内分)

本会事業に日頃格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、薬局の管理者等の兼務許可は、平成15年度から毎年度当初に各管理者に替えて秋田県学校薬剤師会支部長に一括申請を認める一方、年度途中で許可事項に変更が生じても変更に係る手続きは要しないこととする秋田県の「薬局の管理者等の兼務許可一括事務処理要領」により運用されてきました。

一方、最近の学校数減少や学校薬剤師の変更頻度等から、この要領の本来の目的である「効率的な事務手続による迅速な保健衛生サービスの向上」を十分果たせなくなってきた側面もあるとのこと。このような現状から「薬局の管理者等の兼務許可一括事務処理要領」は、令和元年度末限りで廃止されることになりました。

令和2年4月1日以降は、薬局等の管理者がその薬局等以外の場所で薬事に関する実務に従事する場合は(例えば学校薬剤師、休日夜間薬局で従事する等)、管理者個人が申請し、管理者の兼務許可を受ける必要があります。

つきましては、下記にご留意いただき、円滑に手続きをお済ませになられますようお願いいたします。

なお、秋田市保健所が所管する手続きについては別にご案内いたします。

記

- 1 薬局(製造所、店舗、営業所)管理者兼務の許可に係る手続きは、管理者が従事している薬局等を所管する保健所にて行ってください。  
※ 兼務先を所管する保健所ではないことにご留意ください。
- 2 手続きの詳細は、別紙「薬局の管理者等の兼務許可の取扱いについて(県保健所所管)」を参考にしてください。

薬局の管理者等の兼務許可の取扱いについて  
(県保健所管内)

- 1 県の「薬局の管理者等の兼務許可一括事務処理要領」が廃止されたことから、各薬局等の管理者は、その薬局（製造所、店舗、営業所）以外の場所で薬事に関する実務に従事しようとするときは（学校薬剤師又は休日夜間対応薬局若しくは調剤所の業務等）、予め兼務許可に係る申請をする必要があること。
- 2 これまで、「薬局の管理者等の兼務許可一括事務処理要領」に基づき許可を受けている管理者が、本要領廃止後も兼務を継続する場合は、制度移行時の特例として令和2年4月30日までに許可申請をすることで差し支えないこと。
- 3 一度受けた許可は、変更がない限り継続されること。  
※ 毎年度の手続きは不要。
- 4 許可を受けた事項に変更が生じるときは、事前に改めて許可を受ける必要があること（許可を受けた者の住所氏名、業務所（管理者の勤務先）の名称・所在地、兼務先の増減、兼務先の名称・所在地の変更、業務内容）。  
※ 申請書の「兼務する業務」欄は、変更の有無にかかわらず兼務する全てについて記載すること。
- 5 上記4に係る申請をするときは、合わせて廃止届書に現有する「管理者の兼務許可証」を添えて返納すること。  
※ 廃止届書（様式任意）は当分の間、別添の様式を使用すること。（下記6において同じ。）
- 6 兼務許可を受ける必要がなくなったときは、30日以内に廃止届書に現有する「管理者の兼務許可証」を添えて保健所に返納すること。
- 7 その他、申請書、廃止届書の記載方法は保健所の指導によること。
- 8 「管理者の兼務許可証」は大切に保管し、紛失しないよう注意するとともに、保健所その他行政機関の求めに応じ速やかに提示できるようにすること。  
※ 許可証、申請書、廃止届書はコピー等により申請者において記録を残すことが望ましい。